

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ページ
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (航空課)	58
○北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則…………… (医務薬務課)	58
告 示	
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正…………… (循環型社会推進課)	61
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正…………… (循環型社会推進課)	61
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正…………… (循環型社会推進課)	61
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (農政課)	61
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	62
○土地改良法による国営換地処分…………… (農業施設管理課)	62
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正…………… (漁港漁場課)	62
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正…………… (漁港漁場課)	62
○漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定の一部改正…………… (漁港漁場課)	62
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	63
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	63
○準都市計画区域の変更…………… (都市計画課)	63
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (調達課)	63
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… (選挙管理委員会事務局)	64
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	64
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	66
○特定調達契約に係る入札の公告……………	66
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	68
○特定調達契約に係る入札の公告……………	68
道人事委員会規則	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則……………	69
道人事委員会訓令	

○北海道職員等採用試験委員会規程の一部を改正する訓令……………	69
道監査委員公表	
○令和7年度に係る随時監査 (工事) の結果の公表……………	70
道公安委員会規則	
○聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則の一部を改正する規則……………	70
道公安委員会告示	
○北海道公安委員会及び方面公安委員会告示式の一部改正……………	70
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	70
○特定調達契約に係る入札の公告……………	71

規 則

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第6号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則 (昭和50年北海道規則第12号) の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第7号

北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則

(北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正)

第1条 北海道立旭川高等看護学院学則 (昭和47年北海道規則第123号) の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「及び」に改め、「(次項において「看護師等養成所」という。)」を削り、同条第2項中「道外の」を「他の」に改め、「又は他の道立の看護師等養成所 (以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。)」を削り、「特定学校養成所で」を「当該他の看護師等学校養成所で」に

改め、同条第3項中「特定学校養成所」を「他の看護師等学校養成所」に改める。

第24条第1項中「」第8条第1項を「。次項及び第3項において「大学等修学支援法」という。）第4条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により学院長が行う入学金の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者（大学等修学支援法第4条第1項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 入学金の額
- (2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号に規定する減免額算定基準額をいう。次項において同じ。）の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額（イ又はウに定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）

ア 100円未満 入学金の額

イ 100円以上2万5,600円未満 入学金の額に3分の2を乗じて得た額

ウ 2万5,600円以上5万1,300円未満 入学金の額に3分の1を乗じて得た額

第24条第3項中「当該学生に係る減免額算定基準額」を削り、「掲げる」の次に「授業料等減免対象者の」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 16万6,800円
- (2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 100円未満 16万6,800円

イ 100円以上2万5,600円未満 11万1,200円

ウ 2万5,600円以上5万1,300円未満 5万5,600円

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第10条関係）

誓 約 書	
年 月 日	
北海道立旭川高等看護学院長	様
	本人現住所 (ふりがな)

署 名

私は、この度貴学院 学科に入学許可されましたが、入学後においては、途中でみだりに退学しないことはもちろん、諸規則、指示等を堅く守ることを誓約します。

保証人現住所
職 業
本人との関係
(ふりがな)
署 名

年 月 日生

私は、上記本人の在学中における行為について、身分上の責任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料の納付について、次の区分に応じた金額を極度額として、その債務を履行する責任を負います。

学科	金額	備考
地域看護学科	262,800円	年額 262,800円×1年
助産学科	262,800円	年額 262,800円×1年
看護学科	788,400円	年額 262,800円×3年

（北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正）

第2条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「又は」を「及び」に改め、「（次項において「看護師養成所」という。）」を削り、同条第2項中「道外の」を「他の」に改め、「又は他の道立の看護師養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。）」を削り、「特定学校養成所で」を「当該他の看護師学校養成所で」に改め、同条第3項中「特定学校養成所」を「他の看護師学校養成所」に改める。

第24条第3項中「授業料」の次に「又は寄宿舎使用料」を加える。

第25条第1項中「」第8条第1項を「。次項及び第3項において「大学等修学支援法」という。）第4条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により学院長が行う入学金の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者（大学等修学支援法第4条第1項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 入学金の額
- (2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等

減免対象者に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号に規定する減免額算定基準額をいう。次項において同じ。）の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額（イ又はウに定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）

ア 100円未満 入学料の額

イ 100円以上 2万5,600円未満 入学料の額に3分の2を乗じて得た額

ウ 2万5,600円以上 5万1,300円未満 入学料の額に3分の1を乗じて得た額

第25条第3項中「当該学生に係る減免額算定基準額」を削り、「掲げる」の次に「授業料等減免対象者の」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 16万6,800円

(2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 100円未満 16万6,800円

イ 100円以上 2万5,600円未満 11万1,200円

ウ 2万5,600円以上 5万1,300円未満 5万5,600円

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道立紋別高等看護学院長 様

本人現住所
(ふりがな)
署 名

私は、この度貴学院に入学許可されましたが、入学後においては、中途でみだりに退学しないことはもちろん、諸規則、指示等を堅く守ることを誓約します。

保証人現住所
職 業
本人との関係
(ふりがな)
署 名

年 月 日生

私は、上記本人の在学中における行為について、身分上の責任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料の納付について、788,400円（年額262,800円×3年）を極度額として、その債務を履行する責任を負います。

（北海道立江差高等看護学院学則の一部改正）

第3条 北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「又は」を「及び」に改め、「（次項において「看護師養成所」という。）」を削り、同条第2項中「道外の」を「他の」に改め、「又は他の道立の看護師養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。）」を削り、「特定学校養成所で」を「当該他の看護師学校養成所で」に改め、同条第3項中「特定学校養成所」を「他の看護師学校養成所」に改める。

第26条第3項中「授業料」の次に「又は寄宿舎使用料」を加える。

第27条第1項中「」第8条第1項」を「。次項及び第3項において「大学等修学支援法」という。）第4条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により学院長が行う入学料の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者（大学等修学支援法第4条第1項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 入学料の額

(2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号に規定する減免額算定基準額をいう。次項において同じ。）の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額（イ又はウに定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）

ア 100円未満 入学料の額

イ 100円以上 2万5,600円未満 入学料の額に3分の2を乗じて得た額

ウ 2万5,600円以上 5万1,300円未満 入学料の額に3分の1を乗じて得た額

第27条第3項中「当該学生に係る減免額算定基準額」を削り、「掲げる」の次に「授業料等減免対象者の」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者 16万6,800円

(2) 大学等修学支援法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

- ア 100円未満 16万6,800円
イ 100円以上2万5,600円未満 11万1,200円
ウ 2万5,600円以上5万1,300円未満 5万5,600円

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第11条関係）

誓 約 書	
年 月 日	
北海道立江差高等看護学院長	様
	本人現住所 (ふりがな) 署 名
私は、この度貴学院に入学許可されましたが、入学後においては、途中でみだりに退学しないことはもちろん、諸規則、指示等を堅く守ることを誓約します。	
	保証人現住所 職 業 本人との関係 (ふりがな) 署 名
年 月 日生	
私は、上記本人の在学中における行為について、身分上の責任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料の納付について、788,400円（年額262,800円×3年）を極度額として、その債務を履行する責任を負います。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の北海道立旭川高等看護学院学則第24条第1項から第3項までの規定、第2条の規定による改正後の北海道立紋別高等看護学院学則第25条第1項から第3項までの規定及び第3条の規定による改正後の北海道立江差高等看護学院学則第27条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

告 示

北海道告示第84号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

次の図（倶知安町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課及び北海道後志総合振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第85号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

次の図（倶知安町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課及び北海道後志総合振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第86号

平成24年北海道告示第183号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

次の図（倶知安町の地域に係る部分に限る。）を次のとおり改める。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課及び北海道後志総合振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第87号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び数量
マイクロソフトオフィスライセンス 一式
- 落札を決定した日
令和8年2月10日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 リコージャパン株式会社

(2) 住所 東京都大田区中馬込1丁目3番6号

4 落札金額

27,741,120円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年12月23日付け北海道告示第560号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道農政部農政課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、中新土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所

令和8.1.3 理事 高田 亜津沙 石狩郡新篠津村第40線北48番地

北海道告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、美唄市美唄茶志内地区1工区の換地処分をした。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第90号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

頓別漁港（浜頓別町）の項中「20隻以内」を「10隻以内」に改める。

西稚内漁港（稚内市）の項中「3隻以内」を「1隻以内」に改める。

古潭漁港（石狩市）の項中「4隻以内」を「3隻以内」に改める。

北海道告示第91号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

えりも岬漁港（えりも町）の項中「北防波堤、北外防波堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤東端北側角と北外防波堤北端西側角を結ぶ直線、北外防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角」を「北防波堤、北外防波堤、東防波堤、南防波堤、北外防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角」に改める。

仙鳳趾漁港（釧路町）の項中「東防波堤北端西側角」を「東防波堤屈曲部西側角」に改める。

床潭漁港（厚岸町）の項中「北防波堤、第1西防波堤、北防波堤南端西側角と西防波堤西端北側角」を「北防波堤、第1西防波堤、北防波堤南端西側角と第1西防波堤西端北側角」に改める。

栄浦漁港（北見市）の項中「北防砂堤、南防砂堤、北防砂堤西端南側角と南防砂堤西端北側角を結ぶ直線、南護岸南端南側角と護岸南端屈曲部西側角を結ぶ直線、漁港北側道路護岸東端東側角と船揚場護岸西端北側角」を「北防砂堤、南防砂堤、北防砂堤西端南側角と南防砂堤西端北側角を結ぶ直線、南護岸南端南側角と第4用地護岸西端南側角を結ぶ直線、漁港北側道路護岸東端東側角と第5用地護岸西端北側角」に改める。

北海道告示第92号

平成28年北海道告示第748号（漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

えりも岬漁港（えりも町）の項中「北防波堤、北外防波堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤東端北側角と北外防波堤北端西側角を結ぶ直線、北外防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角」を「北防波堤、北外防波堤、東防波堤、南防波堤、北外防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角」に改める。

仙鳳趾漁港（釧路町）の項中「東防波堤北端西側角」を「東防波堤屈曲部西側角」に改める。

床潭漁港（厚岸町）の項中「北防波堤、第1西防波堤、北防波堤南端西側角と西防波堤西端北側角」を「北防波堤、第1西防波堤、北防波堤南端西側角と第1西防波堤西端北側角」

に改める。

栄浦漁港（北見市）の項中「北防砂堤、南防砂堤、北防砂堤西端南側角と南防砂堤西端北側角を結ぶ直線、南護岸南端南側角と護岸南端屈曲部西側角を結ぶ直線、漁港北側道路護岸東端東側角と船揚場護岸西端北側角」を「北防砂堤、南防砂堤、北防砂堤西端南側角と南防砂堤西端北側角を結ぶ直線、南護岸南端南側角と第4用地護岸西端南側角を結ぶ直線、漁港北側道路護岸東端東側角と第5用地護岸西端北側角」に改める。

北海道告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻町杓形字蘭泊147の1地先（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第94号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び幌加内町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第4項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり準都市計画区域を変更し、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 準都市計画区域の名称 倶知安準都市計画区域
- 新たに準都市計画区域に含まれる土地の区域
 - 虻田郡倶知安町字山田204番の一部、208番の一部、209番の一部、235番
 - 虻田郡倶知安町ニセコひらふ1条2丁目181番の一部、183番の一部、209番、227番、233番
 - 虻田郡倶知安町ニセコひらふ1条3丁目183番の一部、184番の一部、185番の一部、204番、209番、229番から231番まで、233番、234番
 - 虻田郡倶知安町ニセコひらふ1条4丁目188番の一部、204番の一部、232番
 - (1)から(4)までの区域に介在する国有地、道有地及び町有地の全部並びにこれらの区域の地先公有水面
- 準都市計画区域から除かれる土地の区域
なし
（変更後の準都市計画区域については、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く準都市計画区域図のとおり）

北海道告示第96号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 入札番号1	A4判コピー用紙（1箱当たりの単価）	17,800箱
(2) 入札番号2	A3判コピー用紙（1箱当たりの単価）	600箱
(3) 入札番号3	B4判コピー用紙（1箱当たりの単価）	50箱
(4) 入札番号4	B5判コピー用紙（1箱当たりの単価）	10箱
- 落札を決定した日
令和8年2月17日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 大丸株式会社

- (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
- (1) 1の(1) 2,040円
- (2) 1の(2) 2,450円
- (3) 1の(3) 3,060円
- (4) 1の(4) 1,530円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和8年1月6日付け北海道告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第97号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
印刷物（投票用紙等）の製造 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和8年1月16日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 TOPPAN株式会社
- (2) 住 所 東京都台東区台東1丁目5番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
41,800,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道選挙管理委員会事務局
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第98号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
印刷物（投票用紙）の製造 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和8年1月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 TOPPAN株式会社
- (2) 住 所 東京都台東区台東1丁目5番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
63,030,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道選挙管理委員会事務局
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年2月27日

北海道教育庁石狩教育局長 行徳義朗

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
- ア 令和8年度石狩管内道立学校校舎等清掃業務（A地区） 一式
- イ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等清掃業務（B地区） 一式
- ウ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等清掃業務（C地区） 一式
- エ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等清掃業務（D地区） 一式

- オ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等清掃業務（E地区） 一式
 カ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等清掃業務（F地区） 一式
 アからカまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契約期間 令和8年4月13日から令和9年3月31日まで
 (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち庁舎等清掃の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 令和6年度又は令和7年度において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
 なお、資格申請をする日において契約期間中である者については、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がないものであること。
 (5) 他にこの入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 3 資格要件の特例
 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 4 条件付一般競争入札参加資格の審査
 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 6 入札執行の場所及び日時
 (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービルかである

- 2・71040研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和8年4月1日（水）午前10時30分（送付による場合は、同年3月31日（火）午前11時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 7 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交付場所 5に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。
- 10 最低価格の入札者を落札者とししない場合
 この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 12 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)から(5)まで、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- (1) 入札説明の日時及び場所
 ア 日 時 随時。希望者は必ず、入札説明書に記載の各履行場所（道立学校）の事務室に連絡し、日時を事前に協議すること。
 イ 場 所 各履行場所（道立学校）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
 イ 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
 ウ 電 話 番 号 011-204-5872

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a Cleaning the premises of schools District A
- b Cleaning the premises of schools District B
- c Cleaning the premises of schools District C
- d Cleaning the premises of schools District D
- e Cleaning the premises of schools District E
- f Cleaning the premises of schools District F

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 1, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., March 31, 2026)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年2月27日

北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和8年2月27日に一般競争入札の公告を行う令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託契約
- (2) 資 格 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 石狩管内道立学校の校舎等環境整備業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 他にこの入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 資格審査の申請をする日の過去2年間に種類をほぼ同じくする契約（道立学校校舎等環境整備業務、庁舎等清掃業務等）を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。なお、資格申請をする日において契約期間中である者については、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がないものであること。

(3) 業務員に対する健康診断の体制が整備されていること。

(4) 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(5) 北海道石狩振興局管内に本店、支店、営業所等（以下「営業所等」という。）を有していること、又は、落札者となった場合、業務開始日までに北海道石狩振興局管内に営業所等を設置し、業務遂行に必要な連絡・対応体制を確保可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(1)及び(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和8年2月27日（金）から同年3月9日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は午前11時）までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)から(3)まで並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年2月27日

北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称

- ア 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（A地区）
 - イ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（B地区）
 - ウ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（C地区）
 - エ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（D地区）
 - オ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（E地区）
 - カ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（F地区）
 - キ 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（G地区）
 - ク 令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託（H地区）
- アからクまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道教育庁石狩教育局告示第15号に規定する令和8年度石狩管内道立学校校舎等環境整備業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービルかでの2・7520研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和8年3月17日（火）午後1時45分（送付による場合は、同月16日（月）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をしたものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)から(5)まで、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a Environmental maintenance work for school District A
- b Environmental maintenance work for school District B
- c Environmental maintenance work for school District C
- d Environmental maintenance work for school District D
- e Environmental maintenance work for school District E
- f Environmental maintenance work for school District F
- g Environmental maintenance work for school District G

h Environmental maintenance work for school District H
B Bid tendering date and time : 1 : 45 P.M., March 17, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 16, 2026)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku,
Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月27日

北海道教育庁胆振教育局長 高橋 宏 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
胆振管内道立学校で使用する電力（高圧）

(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）（23件）	1,688kW
(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）（23件）	3,475,000kWh
- 2 落札を決定した日
令和8年2月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 九電ネクスト株式会社
 - (2) 住 所 福岡県福岡市中央区白金1丁目17番8号
- 4 落札金額
 - (1) 1の(1) 1,400円00銭
 - (2) 1の(2) 17円60銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和7年12月23日付け北海道教育庁胆振教育局告示第60号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁留萌教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年2月27日

北海道教育庁留萌教育局長 大畑 明 美

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
タブレット端末 1台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 限 令和8年3月31日（火）
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期	令和8年2月27日（金）から同年3月10日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申 請 の 方 法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局企画総務課総務係
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁留萌教育局企画総務課総務係
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎1階102会議室

(送付による場合は、郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局企画総務課総務係)

(2) 入札日時 令和8年3月13日(金)午前11時(送付による場合は、同月12日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁留萌教育局のホームページ (<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusatu/nyuusatukokuji.html>) においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和7年5月20日付け北海道教育庁留萌教育局告示第26号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

(2) 所在地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地

(3) 電話番号 0164-42-8398

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet Device 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 13, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 12, 2026)

C Contact : Office of General Affairs Section, Rumoi District Bureau of Education,

Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-0027
Japan
Phone : 0164-42-8398

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年2月27日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則6-65

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用の方法及び手続に関する規則(北海道人事委員会規則6-0)の一部を次のように改正する。

第21条中「及び」を「又は」に、「又は」を「、」に改める。

別表北海道行政職員採用試験の部企業における職務の経験など人事委員会が別に定める経験を有する者の項中「企業における職務の経験など人事委員会が別に定める経験を有する者」を「人事委員会が別に定める職務経験を有する者で、人事委員会が別に定める年齢にある者」に改め、同部人事委員会が別に定める年齢にある者の項中「一般行政C(経験不問教育行政C(経験不問

教育行政C(経験不問)」を「一般行政(経験不問)教育行政(経験不問)」に改め、同表公立小中学校事務職員採用試験の部企業における職務の経験など人事委員会が別に定める経験を有する者の項中「企業における職務の経験など人事委員会が別に定める経験を有する者」を「人事委員会が別に定める職務経験を有する者で、人事委員会が別に定める年齢にある者」に改め、同部人事委員会が別に定める年齢にある者の項中「公立小中学校事務C(経験不問)」を「公立小中学校事務(経験不問)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 人 事 委 員 会 訓 令

北海道職員等採用試験委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年2月27日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道職員等採用試験委員会規程の一部を改正する訓令

<p>北海道職員等採用試験委員会規程（昭和61年3月20日北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「、論（作）文試験」を削る。</p> <p>第3条中「当該試験委員会として」を削り、同条第1号を次のように改める。</p> <p>(1) 教養試験又は専門試験の作成、審査、評定及び研究</p> <p>第3条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、公布の日から施行する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>道 監 査 委 員 公 表</p>	<p>道 公 安 委 員 会 告 示</p>
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により、令和7年度に係る随時監査（工事）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。</p> <p>なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/）から閲覧することができる。</p> <p>令和8年2月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道監査委員 村 木 中 北海道監査委員 松 山 丈 史 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 佐 藤 則 子</p>	<p>北海道公安委員会告示第36号</p> <p>北海道公安委員会及び方面公安委員会告示式（昭和62年北海道公安委員会告示第20号）の一部を次のように改正し、令和8年2月27日から施行する。</p> <p>令和8年2月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一</p> <p>1の事項中「又は当該公安委員会の掲示場に掲示」を「当該公安委員会の掲示場に掲示し、又はインターネットを利用」に改め、同事項ただし書中「登載」の次に「し、及びインターネットを利用」を加える。</p>
<p>道 公 安 委 員 会 規 則</p>	<p>道 警 察 本 部 告 示</p>
<p>聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和8年2月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一</p> <p>北海道公安委員会規則第1号</p> <p>聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則の一部を改正する規則</p> <p>聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則（平成7年北海道公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第12条第2項中「聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。</p> <p>附 則</p>	<p>北海道警察本部告示第132号</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。</p> <p>なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</p> <p>令和8年2月27日</p> <p style="text-align: right;">北海道警察本部長 友 井 昌 宏</p> <p>1 資格及び調達をする物品等の種類</p> <p>令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。</p> <p>(1) 契 約 令和8年2月27日に一般競争入札の公告を行う通信指令支援システムの賃貸借契約</p> <p>(2) 資 格 通信指令支援システムの賃貸借に関する資格（以下「資格」という。）</p> <p>(3) 物 品 等 の 種 類 通信指令支援システム</p> <p>2 資 格 要 件</p> <p>平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。</p> <p>(1) 北海道内に事業所を有すること。</p>

- (2) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能な者であること。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (4) 要求仕様書に示す機能を充足でき、円滑なシステム移行を行えること。
- 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和8年2月27日(金)から同年3月19日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

北海道警察本部告示第133号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年2月27日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
通信指令支援システムの賃貸借 一式(1月当たりの単価)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和9年3月1日から令和16年2月28日まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要

する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道警察本部告示第132号に規定する通信指令支援システムの賃貸借に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 令和8年4月24日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月23日(木)午後5時までに必着)

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Audiovisual system 1 set
 - B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 24, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 23, 2026)
 - C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240
-